# もっと住みよい新潟市にする
# 事業の提案を募集します！

## 新潟市まちづくりパートナーシップ事業
## 応募の手引き

## 【令和７年度事業開始分】

受付期間
令和７年度事業開始分　令和７年７月１０日（木）～８月２９日（金）

新潟市東区
地域課

# 目　次


１　制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

制度の趣旨

２　提案を募集する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

（１）　事業提案を募集する課題（テーマ）
（２）　事業提案
（３）　事業採択の概ねの判断基準

３　応募資格について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P３

４　補助金および補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・P５

（１）　補助金、補助率
（２）　補助対象経費
　　補助対象、対象外の概ねの判断基準

５　事業のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

（１）　事業の流れ
（２）　提案後の審査および補助金交付の流れ
　　令和７年度事業実施分のスケジュール概要

６　事業の選定と審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P８

（１）　審査
（２）　審査基準
（３）　プレゼンテーションの留意事項

７　情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価・・・・P９

（１）　提案事業内容等の公開
（２）　個人情報の取扱い、事業費の支出
（３）　成果の報告
（４）　評価

８　応募方法、提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P１０

（１）　質問書提出
（２）　参加表明書等提出
（３）　提案書等提出

## １　制度の概要　～さまざまな行政課題に対し、自ら実施し解決する事業提案を募集します～

### 制度の趣旨

ア．社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけで的確に対応・解決していくことが困難になってきています。

イ．この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。

ウ．各団体自ら実施する事業の提案を募集し、応募された提案の中から、優れた事業を選定し、その提案者の事業実施にかかる経費を補助します。

エ．事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただきます。

**制度のポイント！**

◆課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。

◆応募された提案の中から、優れた事業を選定し、その提案者の事業実施にかかる経費の一部を補助します。

- 補助期間は、連続する３年度以内。
- 補助上限額は、３年度で 300 万円。
- 各年度の配分は、提案者が自由に設定できます。
  ただし、単年度の補助上限額は 200 万円まで。
- 補助率は１０/１０

※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。
提案事業の１年度目、２年度目において予算が不足した場合は、それ以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。

◆３年以内に課題解決されない見込の事業提案の場合、補助金の交付が終了した後の年度も、課題が解決されるまで引き続き事業を実施していただくことが前提となります。

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】

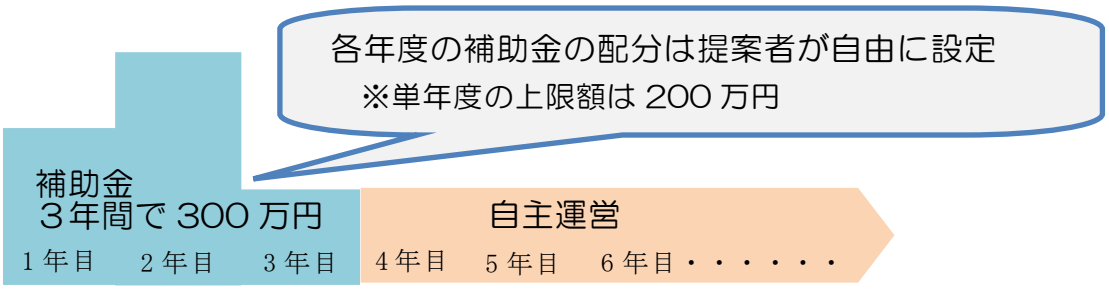

## ２　提案を募集する事業　　～自由な発想で地域課題の解決を～

### （１）事業提案を募集する課題（テーマ）

「企業と学生の交流機会創出」

【趣旨】

東区では「産業と多様な魅力が調和し、心豊かに暮らせるまち」を将来ビジョンとして掲げ、目指す区のすがたの一つとして、多様な産業と豊かな水辺環境、まちの玄関口である空港・港や文化・歴史など東区独自の魅力を活用し区内外へ発信することにより、だれもが魅力を感じることができるまちを目指しています。

次代を担う人材を確保し、地域産業のさらなる活性化を図るためにも、東区内の企業と学生の交流機会創出にむけた事業提案を募集します。

【現状・背景】

新潟市東区は明治時代後期に、山の下地区に車両工場が建設されて以来、中小の工場が集積して発展してきた「産業のまち」で、現在でも製造業の事業所数ならびに従業者数は市内８区の中で最も多くなっています。

令和５年度よりスタートした「東区区ビジョンまちづくり計画」では、目指す区のすがたとして、活力ある産業と地域の魅力を活かしてにぎわうまちを掲げているなか、区の現状として、人口減少・少子高齢化の進行により、消費の減退や従業者の減少など、地域経済の縮小が懸念されています。

東区内の従業者および次代の地域づくりを担う人材の確保を目的として、「産業のまち」としての地域産業の支援と活性化が求められています。

【希望・期待すること】

「産業のまち」東区を広くＰＲし、地域産業のさらなる活性化を図るため、区内企業への支援や認知度向上に貢献するとともに、学生が東区を、企業を、職を知り、その魅力を大いに感じることのできる機会の創出を希望します。また、補助対象期間終了後も構築したモデルを活用し、自主運営を行うことができる持続的な事業提案を期待します。

### （２）事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続し続けることが絶対条件ということではありません。

### （３）事業採択の概ねの判断基準

補助対象として採択される事業は、概ね以下の①～⑤の要件について審査し、決定いたします。

なお、事業の一部を他に委託する場合、その委託料が事業全体にかかる経費の５０％以下であることが前提条件となります。

ア. 課題（テーマ）に対して、公益的、社会貢献的な事業内容で、具体的な効果や成果が期待できる事業
イ. 市民満足度が高まることが期待できる事業
ウ. 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
エ. 事業計画に実現性があり、事業にかかる予算の見積もり等が適正である事業
オ. 短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれる事業

## ３　応募資格について

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

（１）　事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
（２）　提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること
（３）　新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること
（４）　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
（５）　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
（６）　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
（７）　公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
（８）　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと

（９）　暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
（１０）　役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと
（１１）　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
（１２）　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
（１３）　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと
（１４）　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。
※現所在地についても新潟市内に限定いたしませんが、事業実施に支障がないことが前提となります。
※学生などの場合、複数人で構成されるサークル等としての応募は可能です。
※１つの課題（テーマ）に対して、１団体あたり１提案のみとします。
なお、同様の課題（テーマ）であっても、他の区役所や市役所本庁各部の異なる部署が提示（募集）するものは、別の課題（テーマ）となりますので、それぞれ１提案まで応募できます。

## ４　補助金および補助対象経費

### （１）補助金、補助率

連続した３年度以内で、300 万円を上限に補助します。
３年度内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。
ただし、単年度の補助金は 200 万円が上限額になります。
補助率は、１０／１０です。

**※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の補助金申請額が上限額以下であっても、必ずしも申請額全額の交付を保証するものではありません。**
**提案事業の１年度目、２年度目において予算が不足した場合は、それ以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。**

※補助金の採択は年度ごとで行いますので、初年度に補助事業として採択された事業であっても、２年度目以降の補助金の交付を保証するものではありません。
補助事業として採択され、その後、補助金の交付を申請される場合は、予めご了承いただき、事業を実施していただきます。

※市からの補助金のほか、事業収入や寄付金等（以下「事業収入等」という。）を得て提案事業を実施することを妨げるものではありません。ただし、事業収入等がある場合は、団体の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合は、補助対象経費と相殺することとします。事業を実施する中で、事業収入等が支出を上回ると見込まれる場合は、あらかじめご相談ください。

### （２）補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

提案する事業が、国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

（例）空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用（人件費、備品購入費、消耗品費など）については、本制度の補助対象になります。

【補助対象、対象外の概ねの判断基準】

| | |
|---|---|
| 補助対象経費 | ・人件費（事業実施に直接必要な人件費）<br>・報償費<br>・委託料（※１）<br>・旅費<br>・備品購入費、消耗品費<br>・印刷製本費<br>・郵便料等<br>・保険料<br>・使用料、賃借料<br>・工事請負費<br>・その他市長が必要と認める経費 |
| 補助対象外経費<br>または<br>補助対象経費から<br>控除される経費 | ・事業の実施を伴わない、会議体のみの運営費<br>・直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※２）<br>・建物の賃貸借における敷金及び礼金<br>・建築工事等の手続き等に要する費用<br>・新潟市が団体に賦課する税金<br>・国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金が充当される経費と同一種の経費<br>・その他市長が補助対象として不適当と認める経費 |

※１：委託料が事業全体に掛かる経費の５０％を超える内容の場合、提案事業は採択されません。
ただし、複数の団体で構成される提案者の場合、各団体の事業費の負担割合は問いません。

※２：提案事業とは関係なく団体にかかる人件費、事務所費、光熱水費などの経費が、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

## ５　事業のスケジュール

### （１）事業の流れ

令和７年度の実施期間は、補助金の交付決定日から令和８年３月３１日までです。

### （２）提案後の審査および補助金交付の流れ

新規に提案された事業は、審査（書面、プレゼンテーション）を行い、補助金交付対象事業を決定します。決定後、補助金交付申請に基づき、採択された提案事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

また、採択され補助金が交付された事業について、２年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査（中間ヒアリング）を経て、改めて採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

【令和７年度事業実施分のスケジュール概要】

| 実施内容 | 実施時期 | 実施者 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 課題（テーマ）の公表・募集開始 | 令和７年<br>７月１０日（木） | 市 | |
| 質問書提出期限 | ７月３０日（水）必着 | 提案者 | |
| 質問への回答 | ８月　８日（金）まで | 市 | |
| 参加表明書等提出期限 | ８月２２日（金）必着 | 提案者 | |
| 提案書等提出期限 | ８月２９日（金）必着 | 提案者 | |
| 審査（書面、プレゼンテーション） | ９月３日（水）<br>～９月１０日（水）<br>のいずれか１日を予定 | 市 | 参加表明者に個別通知 |
| 審査結果の通知 | 審査後５営業日以内に発送予定 | 市 | |
| 補助金交付申請 | 採択された通知日以降 | 提案者 | |
| 事業実施 | １０月～ | 提案者 | |
| 中間ヒアリング（次年度継続の審査） | 令和８年<br>１月頃の予定 | 市 | 書面のみとする場合あり |
| 実績報告 | ３月末まで | 提案者 | |
| 補助金交付 | ５月末まで | 市 | |
| 事業評価・公表 | ５月末まで | 市 | |

## ６　事業の選定と審査基準

### （１）審査

地域住民の代表者、有識者、学識経験者、有資格の専門職者またはその他市長が認めた者に加え、課題（テーマ）を提示した課（関係する課を含む）の職員で構成される審査委員会により、下記の「（２）審査基準」に基づき、補助金交付対象事業を選定します。

短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれるかについても審査基準に含まれます。

審査は、１次審査（書面）と２次審査（プレゼンテーション）を実施します。

### （２）審査基準

提案事業の審査に際しては、おおむね以下の項目について審査されます。

なお、審査の基準は、各課題（テーマ）により、異なる場合があります。

| 審査項目 | 主な評価の視点 |
|---|---|
| 1. 課題の把握 | 提示された課題（テーマ）についての現状や背景を理解し、課題に即した公益性のある事業提案になっているか。特に、就職活動における実情を鑑みたものになっているか。 |
| 2. 企画力 | 事業目的や事業計画が妥当であり、課題解決に資する内容になっているか。区内企業を支援し、認知向上に貢献するとともに、学生が企業の魅力を大いに感じることのできる事業になっているか。 |
| 3. 実施能力 | 提案内容等から事業を実施にあたっての知識やこれまでの実績や経験等から事業遂行能力は十分か。事業実施に向けた計画性と実施時の体制は十分か。 |
| 4. 事業効果 | 事業計画を実行することで、企業と学生の交流機会の創出が見込まれるか。地域産業のさらなる活性化が期待できるか。予算の見積もりが適正で、費用対効果の高い事業計画になっているか。 |
| 5. 継続性.発展性 | 事業の継続性や発展性があると判断できるか。補助対象期間終了後も構築したモデルを活用し、自主運営を行うことができる持続的な事業提案であるか。 |

### （３）プレゼンテーションの留意事項

ア. 提案者が１者の場合であってもプレゼンテーションは実施します。

イ. プレゼンテーションは、１０ページの「８ 応募方法、提出先」の「（３）提案書等提出―イ.提出書類⑦プレゼンテーション時に使用する資料（任意書式）」として提出した資料を用いて実施してください。当日の追加資料は認めません。

ウ. プレゼンテーション時は、団体名を容易に類推させるような表現を行わないでください。

エ. ２年度目以降の継続審査（中間ヒアリング）については、前年度の事業実施状況報告により審査しますが、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

## ７ 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

### （１）提案事業内容等の公開

ア. 提案のあった事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。

イ. 審査結果は公表します。

ウ. 事業実施後の事業成果や評価は公表します。

### （２）個人情報の取扱い、事業費の支出

事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してしてください。

### （３）成果の報告

ア. 提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。

イ. 提案事業の内容により、事業開始後に事業の進捗状況などの中間報告をしていただき、中間ヒアリングを行うことがあります。

### （４）評価

報告いただいた事業の成果等をもとに、事業について事後評価を行います。

## ８　応募方法、提出先

いずれも次ページに記載の書類提出先にメールまたは直接持参して提出してください。

メールで提出する場合は、PDF 形式、Microsoft-Word 形式または Microsoft-Excel 形式で提出してください。

提出書類を紙で提出する場合は、提出部数の指定があるものを除き各１部とします。

応募に関して必要となる費用は、応募する団体等の負担とします。

### （１）質問書提出

ア．提出期限

令和７年７月３０日（水）必着　※メールのみの受付

イ．提出書類

質問書

ウ．質問への回答

令和７年８月８日（金）までに随時メールにて回答します。質問への回答はホームページにも掲載します。

### （２）参加表明書等提出

ア．提出期限

令和７年８月２２日（金）必着

イ．提出書類

①参加表明書
②応募に関する誓約書（様式第２号）
③納税証明書（新潟市制度用）（※１）
④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### （３）提案書等提出・・・（２）参加表明書等の事前提出が必須です。

ア．提出期限

令和７年８月２９日（金）必着

イ．提出書類

①事業提案書（様式第１号）
②団体の概要に関する調書（任意書式）
③団体の定款、規則、会則等（任意書式）
④事業計画書（任意書式）（※２）
⑤収支予算書（任意書式）（※３）
⑥前年度の活動報告書及び収支計算書（任意書式）（※４）
⑦プレゼンテーション時に使用する資料（任意書式）（※５、６、７）
⑧その他事業に関する資料（任意書式）

※１：新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体のみ提出してください。
※２：課題解決に向け、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き自主運営・自主財源で継続実施される場合、引き続き自主運営等で実施する少なくとも２年度分の事業計画書を提出してください。５年以内に課題解決する見込みの事業の場合は、解決する見込みの年度までの全ての事業計画書を提出してください。
※３：上記事業計画書と同期間の年度分を提出してください。
※４：前年度に存在していない新規団体は、提出不要です。
※５：各資料をメールで提出する場合であっても、「⑦プレゼンテーション時に使用する資料」については、**別途、紙に印刷し１０部提出してください。**
また、「⑦プレゼンテーション時に使用する資料」の作成にあたっては、公平性担保のため、**資料中に提案者を特定できるような内容（団体名や社章等）は記載しないでください。**なお、提出する１０部のうち１部のみ表紙に団体名を記載して提出してください。
※６：「⑦プレゼンテーション時に使用する資料」は、Ａ４判で表紙をつけ、ページ番号を付して作成してください。
※７：「⑦プレゼンテーション時に使用する資料」は、８ページの「６ 事業の選定と審査基準」の「（２）審査基準」の審査項目の名称の見出し（1. 課題の把握、2. 企画力…）の名称とその記載順序をそのまま用いて作成してください。
※８：提出書類は返却しませんので、ご注意ください。

◆ お問合せ・提出先 ◆

新潟市　東区役所　地域課
〒950-8709　新潟市東区下木戸１丁目４番１号
電話番号　０２５－２５０－２１１０
FAX 番号　０２５－２７１－８１３１
メールアドレス　chiiki.e@city.niigata.lg.jp
ホームページ
https://www.city.niigata.lg.jp/higashi/torikumi/seisaku/partnership/index.html